売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七　［略］

（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
［条を削る。］	（リース業務の範囲等） **第二条**　命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。 一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。 二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

○金融庁・農林水産省告示第二号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十五条第二項第十二号及び第三十号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省・農林水産省告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

金融監督庁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。） 七　［同上］ （法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第四条**　［同上］	売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（労働金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。） 七　［略］ （法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） **第三条**　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。